

「米政策等について」の要望

公益社団法人 日本農業法人協会
会長 藤岡 茂憲

1 産業政策としての農業経営の対象者は、プロ農業者である

農業における産業政策について、対象とすべき農業者はプロ農業者であることを明確にし、自給力を低下させないために水田の維持と耕作放棄地解消の観点と、輸出産業化の展望をにらみ、その経営体が需要に応じて主食用米、飼料用米、加工用米、新規需要米、輸出用米などを生産できる仕組みが望ましい。主食用米の需要減少を考えれば地域の耕作条件や経営者の創意工夫に応じた品目を生産し、農地を農地として維持できる生産体系の確立がカギになる。

(注)対象者は、認定農業者制度をより経営発展を促す仕組みに見直し、認定農業者としていただきたい。

2 プロ農業者の経営が成り立つ制度(収益の確保・所得維持を含む)が必要

米などの農産物は、国境障壁がある程度維持されている状態であっても、価格下落が進むなか、雇用を持つ法人経営は、経営の継続が困難な方向に向かいつつある。

そのため、経営所得安定対策については、地域で中心的な役割を果たす農業法人等が経営を維持・発展できる新たな経営所得安定対策を要望する。

生産費の軽減は、自助努力を超えており、産業界のノウハウの導入や農業関連産業のさらなるコストダウンと効率向上をはかるための更なるイノベーションが求められる。

生産調整と経営所得安定対策の見直し内容によって、大規模な農業法人等が存続困難となり、構造政策が逆回転するようなことになれば本末転倒である。

3 自給力と需要(新規)拡大に備えた水田利用と、地域への裁量付与が必要

いつでも水田として使えるような農地を維持するためにも、農地をフル活用(連作障害の防止など)し、一定の水張り水田の面積を確保する必要がある。そのため、耕畜連携の出口戦略を整備しながら飼料用米の生産を促すような仕組みが必要である。低コストな飼料用米、加工用米などの生産が定着すれば、将来、輸出米に転換できる可能性がある。

また、農業の生産環境は土壌や気候条件などで異なることから、全国画一・一律の仕組みではなく、地域に裁量を持たせた柔軟な運用が出来るようにすべき。

4 地域政策としての日本型直接支払は重要

地域政策と産業政策は明確に区分し、地域政策としての日本型直接支払制度は、防災、国土の保全・防衛等も含めた公益機能を評価し、適正に管理されている農地等であれば、都市住民の生活環境・防災に寄与する都市農業から、生産条件が不利な中山間地域まで、幅広いエリアを対象とする必要がある。

5 簡素で分かり易く、整合性のとれた政策が重要

以上制度は、経営者に負担の少ない簡素で分かりやすい制度となることを要望する。

また、産業政策としての諸施策は制度的に矛盾のない国民にも理解される整合性のとれた内容としていただきたい。

わが国農業政策へプロ農業者の目線からの提言〔抜粋〕

基本的な考え方

わが国の農業政策を「産業政策」と「地域政策」に大別し、農業構造の高度化（農地の利用集積など）を図るとともに、農業者が誇りを持って事業を継続できるよう、農業・農村づくりを進めなければならない。

農業の担い手の明確化と人材育成の強化

1 育成対象を明確にしたブレない政策

各種の経営対策は包括的に束ねて、頻繁な方針変更のない簡素で分かりやすい制度とし、農業経営基盤強化促進法に基づく「認定農業者制度」を見直したうえで、育成すべき農業経営の対象者とすることが望ましい。

担い手が主導する農地集積の促進

1 農地集積に向けた利用調整の促進、耕作放棄の防止

- (1) 土地利用型農業の競争力の強化には、プロ農業者の主体性を発揮できる農地集積と土地利用を担保する仕組みが極めて重要である。特に、水田については、水系を重視した農地の団地化を促進し、水稻の品種や転作作物ごとのブロックローテーションが有効である。

新時代に向けた経営対策の充実

1 新たな経営所得安定対策

担い手が適切なコスト管理に取り組んでも価格変動等によって再生産可能な利益を確保できない場合の岩盤対策として、経営継続を可能とする仕組みが必要である。このため、効率的かつ安定的な農業経営の安定を図るため、見直し後の認定農業者制度（の1参照）に基づく認定農業者を対象として新たな経営所得安定対策を構築し、法制化する。

新たな経営所得安定対策は、現行制度の対象となっている水田作（米等）・畑作（麦・大豆等）に加え、果樹・野菜・工芸作物等で真に支援が必要なものは対象に加えることを検討する。

2 適地適作による生産性の向上

米や転作作物の生産性の向上には適地適作で栽培に取り組めることが必要であることから、新たな経営所得安定対策と関連して農産物の適地適作のあり方を検討する。

4 畜産経営対策

耕畜連携の推進によって国産飼料を長期的・安定的に確保する体制を整備するとともに、長期的な視点に立った畜産の経営安定対策（飼料価格高騰対策を含む）を再構築する。

- (1) 畜産物の価格変動だけでなくコスト（飼料費）の変動も踏まえた経営安定対策として、畜産・酪農所得補償保険制度（仮称）の構築について早急に検討する。
- (2) 飼料用米（飼料用稲含む）は、農地のフル活用、畜産の飼料対策の観点から生産性を高めることが必要である。そのため、経営所得安定対策に、数量当たりの加算措置を設けるなど、生産性の高い専用品種の作付等を促すインセンティブが働くような措置を盛り込む。

5 野菜・果樹・茶等の振興対策

- (1) 野菜価格安定制度（契約野菜安定供給事業）を新たな経営所得安定対策と別に継続させる場合、本制度は都道府県の予算措置がなければ事業に参加できないことから、改善策を講じる。
- (2) 野菜苗や花苗は全国的に農業共済の対象から除外されており、リスクヘッジが出来ないことから、共済の対象品目となるよう制度を見直す。
- (3) 果樹改植事業は経営の安定に寄与しており、事業の継続を行う。

地域農業の振興を通じた国土保全

1 国民生活の安全と健康を守るための環境直接支払制度

- (1) ……こうした状況を踏まえ、国民が享受する農業の公益機能を評価し、その公益機能を発揮するための取組みを行う者又は団体の役務の提供に対して、適正な対価を支払う直接支払制度を構築して、法制化する。

（注）現行の「農地・水保全管理支払交付金」と「中山間地域等直接支払制度」は、地域の農地等を面的に守るための良い制度だが、公益機能を発揮する取組みでありながら、その交付対象に合致しないケースがある。また、予算措置が地元の都道府県との折半となっており、余裕のない都道府県では予算が不十分で効果が発揮されない。

- (2) 農地基本台帳を実態にあわせて早急に点検し、農業生産に復帰させることが困難な耕作放棄地は農地から除外するなどして、公益機能や農業生産のベースとなる農地の適切なデータ整備を推進する。

2 ……

3 都市農業の振興

都市における農地については、農産物の供給機能と同時に都市住民の災害時の避難場所や憩いの場など、持っている多様な価値や役割を位置付け、国土交通省と協議して都市に農地を残し、緑農地制度などを創設することで農業を維持できる対策を講じる。

（注）市街化区域内の農地、農業用施設用地、屋敷林等を都市計画等において、農業振興を図り緑地を保全すべき土地として明確に位置付け、規制と振興策の両面からその保全を図るべき。